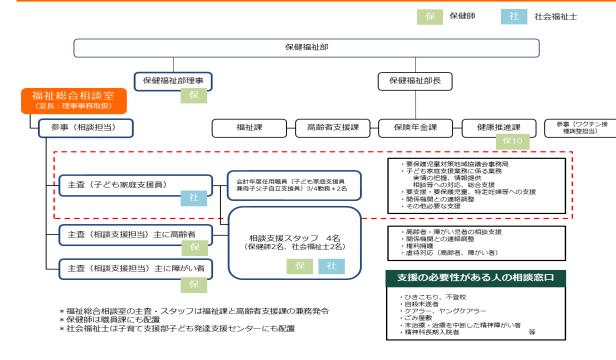
道内市町村の取組事例【北広島市】

北広島市 KITAHIROSHIMA CITY

「福祉総合相談室」を設置し、子どもから高齢者まで相談機能を集約

◇相談支援体制

福祉総合相談室(保健福祉部内に令和4年度設置)



- ・H29年度に、高齢者支援課と福祉課にそれぞれ配置されていた専門職(保健師、社会福祉士)を集約し、高齢者と障がい者の相談支援を総合的・専門的に行う部署として「高齢者・障がい者相談担当」を設置。
- ・R4年度には、子ども家庭総合支援拠点機能を加え、子どもから高齢者まで切れ目のない相談支援体制として「福祉総合相談室」を設置。

◇相談窓口の明確化

- ・関係部署や事業者に対し、リーフレット等を活用し、同室が支援の必要性がある人の相談窓口であることを周知。早めに情報収集できるよう心がけている。
 - ※ヤングケアラーについては教育 委員会教育支援課も窓口として 明記。

◇分野横断的な連携・協議体制

- ・地区ごとに相談担当者を配置し、 個別ケースについては 地域ケア会議の個別ケア会議や 要保護児童対策地域協議会等を活用して庁内外の関係機 関等と情報共有している。
- ・全庁的な取組として、同室が関係課を招集して行う庁内 関係部署連携会議を年1回開催し、情報共有や意識醸成 を図っている。

◇交流拠点の整備

・市内の地域包括支援センター4か所において、認知症 カフェ、ケアラーカフェを実施。

